

「香芝市保育所開設及び運営事業者募集要領」質問回答書

質問年月日		令和 8 年 8 月 1 0 日	回答年月日	令和 8 年 8 月 2 7 日
NO.	質問	回答		
1	「就学前教育・保育施設整備交付金」の補助上限額について教えてください。	「就学前教育・保育施設整備交付金の交付について」（令和 5 年 8 月 2 2 日こ成事第 4 6 6 号）の別紙「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」の「別表 2－1」又は「別表 2－2」（いずれも「都市部」に該当し、「津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合」を除く。）に規定されている金額が交付基準額となり、当該交付基準額と交付金の交付の対象となる経費とを比較していずれか低い方の額に 4 分の 3 を乗じて得た額が、市から補助できる上限額です。 また、香芝市が補助金の交付を行う年度に、「保育提供体制の確保のための実施計画」の「待機児童対策（要件①又は要件④）」の採択を受けていれば「別表 2－1」に、採択を受けていなければ「別表 2－2」に規定されている金額が交付基準額となります。 なお、「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」の交付基準額については、年度によって額が変動する可能性があることを申し添えます。		
2	「保育対策総合支援事業費補助金」の補助上限額について教えてください。	「保育対策総合支援事業費補助金」（令和 5 年 1 0 月 1 2 日付けこ成保第 5 2 0 号こども家庭庁長官通知）の別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「別表」の「1 区分」が「間接補助事業」であって、「2 種目」が「保育所等改修費等支援事業」に規定されている基準額と補助金の交付の対象となる経費とを比較していずれか低い方の額に 4 分の 3 を乗じて得た額が、市から補助できる上限額です。 なお、「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の基準額については、年度によって額が変動する可能性があることを申し添えます。		
3	「保育対策総合支援事業費補助金」を活用する場合、新築物件も補助対象に含まれますでしょうか。	新築物件を改修して保育所を開設する場合であって、当該改修に対して費用が発生するのであれば、補助対象に含まれます。 新築物件を建築して保育所を開設する場合は保育対策総合支援事業費補助金ではなく、就学前教育・保育施設整備交付金を活用していただくことになります。		
4	株式会社が事業主体となる場合においても、各整備補助の対象となりますでしょうか。	株式会社が事業主体の場合、就学前教育・保育施設整備交付金については、香芝市が「保育提供体制の確保のための実施計画」の「待機児童対策（要件①、要件③若しくは要件④）」又は「人口減少対策」の採択を受けている場合は対象になります。 保育対策総合支援事業費補助金については、対象となります。		
5	「保育対策総合支援事業費補助金」を活用して内装工事を行い、賃貸物件で運営を行う場合、公定価格の賃借料加算の他に保育対策総合支援事業補助金等を活用した賃借料に対する補助はありますか。	賃借料も含めて、保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な経費に対して補助します。 保育所の設置後に発生する賃借料に対する補助はありません。		
6	整備補助を活用する場合、工事入札参加業者に求められる要件はありますか。	特にありません。		